JIS

配線器具の安全性

JIS C 8300：2019

（JEWA/JSA）

平成 31 年 3 月 20 日　制定

日本工業標準調査会 審議

（日本規格協会 発行）

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
（委員会長）	大 崎 博 之	東京大学
（委員）	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	稲 月 勝 巳	電気事業連合会
	岩 本 光 正	東京工業大学
	上 原 京 一	IEC/ACTAD 議長（東芝エネルギーシステムズ株式会社）
	加 藤 正 樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	酒 井 祐 之	一般社団法人電気学会
	下 川 英 男	一般社団法人電気設備学会
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	松 岡 雅 子	株式会社 UL Japan
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会

主 務 大 臣：経済産業大臣　　制定：平成 31.3.20
官 報 公 示：平成 31.3.20
原 案 作 成 者：一般社団法人日本配線システム工業会
（〒103-0005　東京都中央区日本橋久松町 13-4　第 11 村上ビル　TEL 03-5640-1611）
一般財団法人日本規格協会
（〒108-0073　東京都港区三田 3-13-12　三田 MT ビル　TEL 03-4231-8530）
審 議 部 会：日本工業標準調査会　標準第二部会（部会長　大崎　博之）
審議専門委員会：電気技術専門委員会（委員会長　大崎　博之）

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

目　次

ページ
序文 ········· 1
1　適用範囲 ········· 1
2　引用規格 ········· 2
3　用語及び定義 ········· 3
4　一般要求事項 ········· 4
5　試験のための一般要求事項 ········· 5
6　定格及び分類 ········· 5
7　表示 ········· 5
8　寸法 ········· 7
9　感電に対する保護 ········· 8
10　接地端子 ········· 11
11　端子及び導電部の接続部 ········· 12
12　構造 ········· 14
13　部品及び附属品 ········· 19
14　防水性 ········· 30
15　開閉性能 ········· 30
16　温度上昇 ········· 30
17　絶縁性能 ········· 31
18　機械的強度 ········· 31
19　配線器具の材料 ········· 33
20　絶縁距離及び絶縁物の厚さ ········· 37
21　耐過熱性，耐燃性及び耐トラッキング性 ········· 47
22　耐食性 ········· 47
23　遠隔操作機構 ········· 47
24　電磁環境両立性 ········· 48
附属書 A（規定）点滅器 ········· 52
附属書 B（規定）開閉器及び電磁開閉器操作用スイッチ ········· 63
附属書 C（規定）ミシン用コントローラ ········· 76
附属書 D（規定）カットアウト ········· 79
附属書 E（規定）接続器 ········· 81
附属書 F（規定）ライティングダクト ········· 118
附属書 G（参考）調光器 ········· 126
附属書 H（規定）変圧器及び電圧調整器 ········· 133
附属書 I（規定）端子部の強度試験 ········· 141
附属書 J（規定）開閉試験 ········· 143

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

ページ

附属書 **K**（規定）温度上昇試験 …… 148
附属書 **L**（規定）絶縁性能試験 …… 153
附属書 **M**（規定）短絡遮断性能試験 …… 156
附属書 **N**（規定）衝撃波不動作性能試験 …… 163
附属書 **O**（規定）雑音の強さ …… 165
附属書 **P**（規定）電気絶縁物又は熱絶縁物の使用温度の上限値 …… 187
附属書 **Q**（規定）配線器具の表示の方式 …… 195
参考文献 …… 197
解　説 …… 198

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は，工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき，一般社団法人日本配線システム工業会（JEWA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から，工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり，日本工業標準調査会の審議を経て，経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は，著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が，特許権，出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は，このような特許権，出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について，責任はもたない。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

白　　紙

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本工業規格　JIS
C 8300 : 2019

配線器具の安全性

General safety requirements for wiring devices

序文

この規格は，我が国の配電事情による在来の電気設備で用いる配線器具の安全性を確保するための技術的要件を満たす内容を具体的に規定している。

この規格は，電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈[1]（以下，技術基準の解釈という。）に基づいている。

一般的な事項は，本体に規定するが，個別の事項及び個別の試験は該当する附属書に規定している。

この規格の**附属書 A**～**附属書 H** の箇条及び細分箇条の番号は，関連する本体の箇条及び細分箇条の番号の前にその附属書を指定する文字を付けて表す（**例 1** 参照）。また，本体の箇条及び細分箇条に対し規定を追加した附属書の箇条及び細分箇条は，**101** から始まる番号を付けて表す（**例 2** 参照）。

例 1　**A.6**

例 2　**A.6.101**

1　適用範囲

この規格は，防爆形及び油入形を除く，定格電圧が 100～300 V の交流の電路に用いる配線器具について規定する。ただし，蛍光灯用ソケットについては，定格電圧が 100～1 000 V のものに適用する。

注記 1　調光器の情報は，**附属書 G**（参考）として掲載する。

この規格を適用する場合，この規格で規定する配線器具を適用範囲に含む技術基準の解釈の別表第十二に規定する基準と混用 1)できない。

注記 2　この規格で規定する配線器具を適用範囲に含む他の規格の例を，次に示す。

- **JIS C 2814**（家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具）の規格群
- **JIS C 4526**（機器用スイッチ）の規格群
- **JIS C 8121**（ランプソケット類）の規格群
- **JIS C 8122**（差込みランプソケット）
- **JIS C 8280**（ねじ込みランプソケット）
- **JIS C 8281**（家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ）の規格群
- **JIS C 8282**（家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント）の規格群
- **JIS C 8283**（家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ）の規格群
- **JIS C 8285**（工業用プラグ，コンセント及びカプラ）
- **JIS C 8472**（ライティングダクト－照明器具用ダクトの安全性要求事項）
- **JIS C 8473**（ライティングダクト－電源用ダクトの安全性要求事項）
- **JIS C 9730-2-7**（自動電気制御装置－第 2-7 部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。